

株式会社アルブル 介護職員初任者研修（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。
株式会社アルブル（以下「事業者」という。）
所在地 群馬県太田市新田小金井町 320-24

（事業の目的）

第2条 本研修は、介護職員として業務に就く上で必要な基礎的な知識・技術等を習得させ、実践的な人材の育成を目的とする。

（研修事業の名称、実施課程・方法及び研修実施場所）

第3条 本研修事業の名称は、介護職員初任者研修とする。本研修事業は、介護保険法施行令に基づく介護員養成研修である。第 2 条の目的を達成するために初任者研修課程を通信形式で実施するものとし、研修実施場所は次のとおりとする。
研修会場 アミカレッジ（埼玉県熊谷市上之 719 アイエス熊谷ビル 5F）

（指定番号）

第4条 指定番号は、指令北福第 905 号とする。

（研修期間）

第5条 別紙「研修日程表」による

（研修対象者及び定員）

第6条 研修対象者及び定員は次のとおりとする。

- (1) 研修対象者 特になし
- (2) 定 員 12 名

（研修カリキュラム）

第7条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは「研修日程表」のとおりとする。

(研修費用)

第8条 研修費用は次のとおりとする。

- (1) 84,240 円 (受講料 77,760 円 テキスト代 6,480 円)
- (2) 上記の費用は消費税を含む。

(受講手続き)

第9条 受講の手続きは次のとおりにする。

- (1) 指定も申込み用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受け付けは終了する。
- (2) 受講費用の納入を確認した後、教材を郵送する。

(使用テキスト)

第10条 介護職員初任者研修課程テキスト (株式会社日本医療企画発行)

(広報・情報開示の方法)

第11条 ホームページにて情報開示をする。

<http://www.amicollege.co.jp>

また、独自のリーフレット・チラシを作成し案内をする。

(研修修了の認定方法、補講の取扱い)

第12条 研修修了の認定方法は次のとおりにする。

- (1) 出欠の確認方法、補講の実施
各教科の講義開始前に出欠確認を行う。やむを得ず遅刻・欠席される場合は、事業者に連絡をすること。なお、受講者が養成研修の一部の科目をやむを得ない事情で欠席した場合には、必ず補講を受けるものとする。
- (2) 添削課題については、下記基準にて評価する。
採点基準 A～D に区分して評価をする。
A=90 点以上、B=80～89 点、C=70～79 点、D=69 点以下
※C 以上を合格とする。なお、D の不合格者には再度レポートを提出させ、指導を行う。
- (3) 修了評価については、研修最終日に修了テストを行う。
採点基準 75%以上で合格とする。75%未満の場合は、補講等を行い再試験を実施し、受講者の理解度を確認する。

(解約条件及び返金等)

第13条 申込み後、やむを得ない事情に限り事前に解約できるものとする。ただし、開講後に解約する場合には受講費用の返済は出来ない。また、テキストは個人所有となるので、テキストの返本は受け付けず代金の返金はしない。

(個人情報の取扱い)

第14条 事業者は、受講者に係る個人情報について「個人情報の保護に関する法律」等を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。事業所が得た受講者の個人情報については、当養成研修事業の目的（県への修了者名簿の提出を含む）以外では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については、受講者本人の了解を得るものとする。

(修了証書の交付)

第15条 第12条により認定された者は、事業者から埼玉県介護員養成研修事業指定要綱10条で定める修了証明書を交付する。

(その他留意事項)

第16条 本研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。
受講者からの苦情等については、迅速かつ適切に対応するために苦情相談窓口を設置する。

窓口：アミカレッジ（担当者：松本悟史 電話 048-501-2626）

附則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
この学則は、平成26年4月1日から施行する。
この学則は、平成26年5月9日から施行する。
この学則は、平成27年5月1日から施行する。
この学則は、平成28年5月1日から施行する。